

## 山元町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車利用時における重大事故から頭部を守る自転車用ヘルメットの着用促進を図るため、自転車用ヘルメットの購入経費を予算の範囲内において山元町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自転車用ヘルメット 交通事故等の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で自転車常用に製造され、次の安全表示があるものをいう。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - エ その他アからウまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者（里親、祖父母等）で、未成年者を現に監護する者又は未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者の自転車用ヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用する自転車用ヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、第6条の規定により補助金の交付決定時に町内に居住していること。
- (2) 国、県、他市区町村及び関係機関から本補助金と同種の補助金等の交付を受けていない者
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条第2号に定める滞納者でないこと。
- (5) 山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年1月1日以後に購入した自転車用ヘルメットの購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、2,000円を上限とする。

3 補助金の交付は、使用者1人につき自転車用ヘルメット1個かつ1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山元町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象となる自転車用ヘルメットの購入に係る領収書の写し又は領収書を紛失した場合の添付資料（様式第2号）

(2) 第2条第1号に掲げる認証の確認ができるもの

(3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる身分証明書等の写し

(4) 補助金の振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山元町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付決定通知書により通知したときは、速やかに申請者が指定した口座へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、補助金交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年9月28日から施行する。  
(山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正)
- 2 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）の一部を次のように改正する。  
別表第2 山元町水災・地震保険等加入促進事業補助金の項の次に次のように加える。

山元町自転車用ヘルメット購入費補助金	総務課
--------------------	-----